

議案第 102 号

水道事業給水条例の一部を改正する条例

令和 2 年 12 月 3 日提出

熊取町長 藤原 敏 司

提案理由

水道事業財政の健全化を図るとともに、令和 3 年 4 月 1 日に熊取町水道事業が大阪広域水道企業団と統合するにあたり、簿外管理債権を放棄する必要がある、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定に基づき、条文を追加するため、この条例案を提出するものです。

水道事業給水条例の一部を改正する条例

水道事業給水条例（昭和38年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第33条の次に次の1条を加える。

（料金等の支払請求権の放棄）

第33条の2 管理者は、料金等の支払請求権で消滅時効が完成したものについては放棄することができる。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第23条関係）

水道料金表

（1か月につき）

区分別		使用料		
		基本水量	基本料金	超過料金（1立方メートルにつき）
一般用	口径25ミリメートル以下		500円	1立方メートル以上10立方メートル以下の分 70円
				11立方メートル以上20立方メートル以下の分 161円
				21立方メートル以上30立方メートル以下の分 194円
				31立方メートル以上40立方メートル以下の分 231円
				41立方メートル以上60立方メートル以下の分 263円
				61立方メートル以上100立方メートル以下の分 296円
				101立方メートル以上の分 329円
中大口徑用	口径30ミリメートル以上		2,520円	1立方メートル以上20立方メートル以下の分 70円
				21立方メートル以上40立方メートル以下の分 285円
				41立方メートル以上60立方メートル以下の分 307円

				61立方メートル以上100立方メートル以下の分 340円 101立方メートル以上の分 362円
臨時用		3立方メートル以下	1,713円	4立方メートル以上の分 658円

備考 口径が30ミリメートル以上のメーターを設置し、かつ、家庭における日常生活その他これに準ずる用途に水道を使用する場合において、管理者が特段の理由があると認めるときは、一般用の区分とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの使用に係る水道料金は、この条例による改正後の水道事業給水条例別表第1の規定にかかわらず、次表のとおりとする。
水道料金

(1か月につき)

区分別		使用料		
		基本水量	基本料金	超過料金(1立方メートルにつき)
一般用	口径25ミリメートル以下	8立方メートル以下	590円	9立方メートル以上10立方メートル以下の分 131円
				11立方メートル以上20立方メートル以下の分 153円
				21立方メートル以上30立方メートル以下の分 186円
				31立方メートル以上40立方メートル以下の分 231円
				41立方メートル以上60立方メートル以下の分 263円
				61立方メートル以上100立方メートル以下の分 296円
				101立方メートル以上の分 329円

中大口径用	口径30ミリメートル以上	20立方メートル以下	3,000円	21立方メートル以上40立方メートル以下の分 285円 41立方メートル以上60立方メートル以下の分 307円 61立方メートル以上100立方メートル以下の分 340円 101立方メートル以上の分 362円
臨時用		3立方メートル以下	1,713円	4立方メートル以上の分 658円
メーター使用料	口径13ミリメートル		1件につき 76円	
	口径20ミリメートル		1件につき 142円	
	口径25ミリメートル		1件につき 190円	
	口径30ミリメートル		1件につき 285円	
	口径40ミリメートル		1件につき 333円	

備考 口径が30ミリメートル以上のメーターを設置し、かつ、家庭における日常生活その他これに準ずる用途に水道を使用する場合において、管理者が特段の理由があると認めるときは、一般用の区分とみなす。

水道事業給水条例（昭和38年条例第17号）の一部を改正する条例新旧対照表

改正案				現行				
<p><u>（料金等の支払請求権の放棄）</u></p> <p>第33条の2 管理者は、料金等の支払請求権で消滅時効が完成したも のについては放棄することができる。</p> <p>別表第1（第23条関係）</p> <p>水道料金表</p> <p style="text-align: right;">（1か月につき）</p>				<p>別表第1（第23条関係）</p> <p>水道料金表</p> <p style="text-align: right;">（1か月につき）</p>				
区分別		使用料		区分別		使用料		
		基本水 量	基本料 金			基本水 量	基本料 金	
一般用	口径25 ミリメ ートル 以下	500円	1立方メートル以上10立方メートル以 下の分 70円	一般用	口径25 ミリメ ートル 以下	8立方 メート ル以下	590円	9立方メートル以上10立方メートル以 下の分 131円
	11立方メートル以上20立方メートル以 下の分 161円		11立方メートル以上20立方メートル以 下の分 153円					
	21立方メートル以上30立方メートル以 下の分 194円		21立方メートル以上30立方メートル以 下の分 186円					
	31立方メートル以上40立方メートル以 下の分 231円		31立方メートル以上40立方メートル以 下の分 231円					
	41立方メートル以上60立方メートル以 下の分 263円		41立方メートル以上60立方メートル以 下の分 263円					

				61立方メートル以上100立方メートル以下の分 296円 101立方メートル以上の分 329円				61立方メートル以上100立方メートル以下の分 296円 101立方メートル以上の分 329円	
中大口 径用	口径30 ミリメ ートル 以上		2,520 円	1立方メートル以上20立方メートル以下の分 70円 21立方メートル以上40立方メートル以下の分 285円 41立方メートル以上60立方メートル以下の分 307円 61立方メートル以上100立方メートル以下の分 340円 101立方メートル以上の分 362円	中大口 径用	口径30 ミリメ ートル 以上	20立方 メートル 以下	3,000 円	21立方メートル以上40立方メートル以下の分 285円 41立方メートル以上60立方メートル以下の分 307円 61立方メートル以上100立方メートル以下の分 340円 101立方メートル以上の分 362円
臨時用		3立方 メートル 以下	1,713 円	4立方メートル以上の分 658円	臨時用		3立方 メートル 以下	1,713 円	4立方メートル以上の分 658円
備考 口径が30ミリメートル以上のメーターを設置し、かつ、家庭における日常生活その他これに準ずる用途に水道を使用する場合において、管理者が特段の理由があると認めるときは、一般用の区分とみなす。					メーター 使用料	口径13ミリメ ートル		1件につき	76円
						口径20ミリメ ートル		1件につき	142円
						口径25ミリメ ートル		1件につき	190円
						口径30ミリメ ートル		1件につき	285円

口径40ミリメートル	1件につき 333円
<u>備考</u> 口径が30ミリメートル以上のメーターを設置し、かつ、家庭における日常生活その他これに準ずる用途に水道を使用する場合において、管理者が特段の理由があると認めるときは、一般用の区分とみなす。	